2023年以降の審査強化

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

マネーロンダリング事件とファミリーオフィス

2023年8月15日、警察は一斉捜索により10人の外国人を逮捕しました。最終的に差し押さえられ、凍結され、または処分禁止命令の対象となった資産は、約30億シンガポールドルに上りました。10人全員が有罪となり、13か月から17か月の拘禁刑と資産の没収を言い渡されました。[1] この事件については、本部の第VI章で詳しく検討します。ファミリーオフィス制度にとっての意義は、議会で明らかになった一つの事実にありました。税制優遇措置を受けていた6つのシングル・ファミリーオフィス・ファンドが、有罪となった者またはその配偶者と関係していたのです。

2024年7月2日の答弁において、ガン・キムヨン（Gan Kim Yong）は、所有者またはその配偶者が起訴または有罪とされた事業年度から税制上の恩典が撤回されたと説明しました。それ以前に受けた恩典は、条件違反がない限り取り戻すことはできませんでしたが、没収された資産は税制上の恩典を上回っていました。[2] この一件は、管理手段としての認定の限界を示し

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ました。シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）は税制上の恩典を取り消すことはできました。しかし、それを付与していたことによる評判上の損害を元に戻すことはできなかったのです。

2025年7月4日、MASは、この事件に関連するマネーロンダリング防止義務違反を理由に、9つの金融機関に総額2,745万シンガポールドルの制裁金を科しました。[3] この制裁金は、枠組みの論理を裏付けるものでした。ファミリーオフィスとそのプリンシパルを顧客として受け入れる銀行が第一の防衛線を担い、それが機能しなかった場合にはその結果を負うのです。

次の試練は2025年に訪れました。米国がプリンス・ホールディングス（Prince Holdings）に関係する個人に制裁を科した後、MASは、制裁対象者と関係する税制優遇措置を受けた2つのファミリーオフィス・ファンドを特定し、その優遇措置を打ち切りました。2025年11月5日の同じ答弁において、国家開発大臣兼MAS副会長のチー・ホンタット（Chee Hong Tat）は、過去3年間に第13O条および第13U条に基づく約1,300件の申請のうち約3%が却下されたと述べました。同期間に免税を受けたファミリーオフィスのうち、マネーロンダリングによる有罪判決と関係していたのは1%未満でした。同氏は、MASの手法をリスクに見合ったものであると説明しました。[4]

スクリーニングと資産の源泉

事件の後、税制優遇措置の申請手続はその性格を変えました。報道によれば、2024年10月1日以降、申請者には、大手会計事務所数社を含む少数の承認されたプロバイダーのいずれかによる一族のスクリーニング報告書が求められるようになりました。資産の源泉に関する質問はより詳細になりました。過去の国籍を含むすべての国籍の報告が標準となりました。MASは、申請者について否定的な報道、ならびにマネーロンダリングおよびテ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ロ資金供与のリスクのスクリーニングを行っていること、また申請者はシンガポールの金融機関に口座を開設しなければならず、その金融機関が独自のデューデリジェンスを行うことを明らかにしています。[5]

直接の影響は、急激な減速でした。処理期間は長くなりました。スタッフをシンガポールに移した一族は、銀行口座の開設手続が終わらないまま、何か月も決定を待つことになりました。2025年7月、MAS副会長のチー・ホンタットは、今後は大半の申請が3か月以内に処理されると発表しました。滞留が最もひどかった時期には12か月近くかかっていました。同氏はさらに、当局が口座開設の迅速化に向けてプライベートバンクと協力していると付け加えました。2026年5月25日、プライベートバンキング業界グループ（Private Banking Industry Group）は、2026年末までに大半の顧客について口座開設期間を1か月以内に短縮することを約束しました。業界の中央値は5〜6週間でした。[6]

議会は数字を求める

ファミリーオフィスは、議会質問で繰り返し取り上げられるテーマとなりました。議員たちは、オフィスの数、雇用、出身地、資産、そして失われた税収について質問しました。政府は最初の質問には答えましたが、その他については実質的に回答を控えました。2026年8月には、ある任命議員が、承認されたオフィスの出身国別の運用資産と、審査中の申請の件数および規模を尋ねました。答弁は、総数と地域別の出身地を示したものの、資産の数字は示しませんでした。[7]

この慎重さには理由があります。国別の詳細な数字は、小規模な出身市場の個々の一族を特定させかねず、また認定書そのものが秘密扱いです。それでも、データがないために、優遇措置がそのコストに見合っているかどうかを評価することは困難です。批判する側は、失われた税収や、裕福な

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

新参者が不動産価格や世論に与える影響を指摘します。この問題については第I部第V章で検討します。支持する側は、雇用、支出、そして金融セクターにもたらされるビジネスを挙げます。

ファミリーオフィス内部のガバナンス・リスク

2023年以降の審査強化は、マネーロンダリングだけを対象としたものではありませんでした。セクターの急成長により、経験の浅い一族が、質のばらつきのあるアドバイザーと接するようになりました。2025年3月、あるファミリーオフィスの創業者が、4人の元従業員と英領ヴァージン諸島の会社を相手取って提訴しました。2023年12月に発覚した約7,400万シンガポールドルの横領を主張するものです。[8] 本稿執筆時点で、これらの主張についての審理はまだ行われていませんでした。この事件は、前述の2025年4月の議会質問のきっかけとなりました。この事件は、MAS自身が指摘してきた点を示しています。すなわち、ファミリーオフィスは規制されていないため、一族の保護はその一族自身のガバナンスと管理体制にかかっているということです。

魅力と健全性の間での調整

2026年7月31日の通達は、振り子が規制強化の方向にだけ振れたわけではないことを示しています。同通達は、ファミリーオフィスが投資専門人材を採用するための時間を延ばし、最低規模の審査を申請時と各期間末に簡素化し、支出と資本投下の条件を合理化しました。[9] この通達は、2025年10月に議会で発表された見直しを受けたものでした。この見直しは、申請書類と報告の簡素化、そして対象となる投資の範囲の拡大を通じて、運用上の摩擦を減らすことを目指していました。MASは当時、ファミリーオフィスの純流出は観察されていないと述べていました。[10] ライセンスの枠組みは、法律意見書の要件を削除し、届出の期限を延長しました。同時

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

に、銀行口座の条件は今やすべてのオフィスとすべての認定に及び、5世代の制限は、互いに関係のない投資家が資金をプールし得た経路を塞いでいます。

こうして生まれた制度は、内容面での寛大さと手続面での厳格さを兼ね備えています。税制上の恩典そのものは縮小されていません。2,000万シンガポールドルと5,000万シンガポールドルという最低規模も、2023年の水準のままです。国は、一族が誰であるのか、その資金がどこから来るのか、そしてどの銀行がそれを保有しているのかを把握することに力を集中させてきました。本部の第VI章では、顧客受入れと資産の源泉の確認について、2023年の事件から得られるより広い教訓を引き出します。第K部第III章では、シンガポールの手法を競合する金融センターの手法と比較します。

注

1. Wikipedia, “2023 Singapore money laundering case”（2026年11月最終閲覧）：2023年8月15日の逮捕。約30億シンガポールドルの資産。有罪となった10人に対する13か月から17か月の刑と資産の没収。 ↩
2. MAS、ガン・キムヨンによる任命議員Usha Chandradasの議会質問に対する書面答弁、2024年7月2日（mas.gov.sg, “Written reply to Parliamentary Question on SFOs awarded tax benefits linked to money laundering case”）：税制優遇措置を付与された6つのSFOファンドが、事件で有罪となった個人またはその配偶者と関係していた。所有者またはその配偶者が起訴または有罪とされた事業年度から恩典を撤回。条件違反がない限り、それ以前の恩典の取戻しはなし。没収された資産は付与されたいかなる税制上の恩典をもはるかに上回る。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

3. Wikipedia, “2023 Singapore money laundering case”（2026年11月最終閲覧）：2025年7月4日、MASは事件に関連するAML違反を理由に9つの金融機関に2,745万シンガポールドルの制裁金を科した。 ↩
4. MAS、国家開発大臣兼MAS副会長チー・ホンタット（Chee Hong Tat）による、ガン・キムヨンに代わってのKenneth Tiong、He Ting Ru、Sylvia Lim、Louis Chua Kheng WeeおよびAbdul Muhaimin Abdul Malikの議会質問に対する書面答弁、2025年11月5日（mas.gov.sg, “Single Family Office tax incentive recipients following US sanctions on Prince Holdings”）。 ↩
5. Caproasia, 2025年7月12日（前掲）、2024年10月1日以降の申請には、EY、KPMG、PwCおよびBDO Advisoryを含む6つのプロバイダーのいずれかによるスクリーニング報告書が必要であると報道。Caproasia, 2024年10月18日（前掲）、MASによる申請者のスクリーニングおよびシンガポールの金融機関における口座に関する2024年10月16日の議会答弁を報道。 ↩
6. Caproasia, “Singapore Tax Incentives (13O & 13U) Family Offices Application Wait Time Reduced from 12 Months to 3 Months …”, 2025年7月12日。Hubbis, “What Practitioners Should Know About Singapore’s New 3-Month Family Office Tax Incentive Approval Regime”（hubbis.com、2026年11月最終閲覧）：2023年後半から2024年前半にかけて承認まで“close to 12 months”、完全な申請を条件に“within three months”を目標。Association of Banks in Singapore, メディアリリース “Singapore Private Banking Industry Group to Enhance Customer Onboarding Processes to Achieve Faster Account Opening Times”, 2026年5月25日。 ↩
7. MAS、Dr Neo Kok Bengに対する2026年8月5日付書面答弁（前掲）。SFOのAUMの数字は示されず、審査中の申請にも触れていない。 ↩
8. Caproasia, 2025年7月12日（前掲）、2023年12月に発覚した7,400万シンガポールドルの横領の疑いをめぐり、シングル・ファミリーオフィ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

スの創業者が2025年3月に4人の元従業員およびBVIの会社を相手取って提起した訴訟を報道。 ↩

9. MAS, FDD Cir 05/2026、第1項(b)。 ↩
10. MAS、ガン・キムヨンによるHe Ting Ruの議会質問に対する書面答弁、2025年10月14日（mas.gov.sg, “Written reply on family offices”）。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com